



宮 崎 県 公 報

令和7年3月10日(月曜日) 第592号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示

○保安林の指定予定の通知…………… (自然環境課) 1

公 告

○大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) 1
○争議行為の通知…………… (雇用労働政策課) 2
○県営土地改良事業計画の変更…………… (農村整備課) 2

告 示

宮崎県告示第 129号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和7年3月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字板谷字横谷 4 37-19 (次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和7年3月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) クロスモール花ヶ島

宮崎市花ヶ島町鴨ノ丸 890番4 外(北区画)

宮崎市花ヶ島町鴨ノ丸 826番3 外(南区画)

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

オリックス不動産株式会社 代表取締役 深谷敏成

東京都港区浜松町2丁目3番1号

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(北区画) イオン九州株式会社 代表取締役 中川伊正

福岡県福岡市博多区博多駅南2丁目9番11号

その他未定

(南区画) 株式会社九州ケーズデンキ 代表取締役 坂下陽一

茨城県水戸市城南2丁目7番5号

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和7年10月26日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

10,426㎡(北区画 5,357㎡、南区画 5,069㎡)

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

北区画建物敷地内 287台(駐車場No.1)

D棟西側 148台(駐車場No.2)

合計 435台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

A棟西側(駐輪場No.1) 30台

B棟南側(駐輪場No.2) 20台

B棟南側(駐輪場No.3) 20台

D棟西側(駐輪場No.4) 10台

D棟西側(駐輪場No.5) 10台

合計 90台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

A棟東側(荷さばき施設No.1) 50㎡

B棟東側(荷さばき施設No.2) 65㎡

B棟南側(荷さばき施設No.3) 50㎡

B棟北側(荷さばき施設No.4) 65㎡

C棟南側(荷さばき施設No.5) 50㎡

D棟南側(荷さばき施設No.6) 130㎡

合計 410㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

A棟内北側(廃棄物等保管施設No.1) 1.50㎡

B棟内北側(廃棄物等保管施設No.2) 27.03㎡

B棟内東側(廃棄物等保管施設No.3) 1.50㎡

C棟内西側(廃棄物等保管施設No.4) 1.50㎡

<p>D棟内南側（廃棄物等保管施設No.5） 52.28㎡ 合計 83.81㎡</p> <p>7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻</p> <p>開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時（A棟及びD棟） 24時間（B棟店舗①） 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午前0時（B棟店舗②） 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後10時（C棟）</p> <p>(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間（駐車場No.1） 午前8時30分から午後9時30分まで（駐車場No.2）</p> <p>(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 駐車場No.1 4箇所 北区画建物敷地西側及び南側 駐車場No.2 2箇所 南区画建物敷地北側及び西側 合計 6箇所</p> <p>(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 24時間（荷さばき施設No.1、3及び5） 午前6時から午後10時（荷さばき施設No.2及び4） 午前9時から午後5時（荷さばき施設No.6）</p> <p>8 届出年月日 令和7年2月25日</p> <p>9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 令和7年3月10日から令和7年7月10日まで</p> <p>10 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 令和7年3月10日から令和7年7月10日まで</p> <p>11 意見書の記載事項</p> <p>意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、井上病院労働組合から次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。</p> <p>令和7年3月10日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 争議行為の目的 2025年度賃金および諸要求について</p> <p>2 争議行為の日時 令和7年3月13日 午後5時30分から争議解決に至るまで</p> <p>3 争議行為を行う場所 宮崎市芳土80 医療法人清芳会 井上病院内</p> <p>4 争議行為の概要</p>	<p>ストライキ</p> <hr/> <p>土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により向田吉野方地区県営土地改良事業（日南市、経営体育成基盤整備事業）に係る土地改良事業計画を変更した。</p> <p>なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>令和7年3月10日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 縦覧に供する書類 変更に係る土地改良事業計画書の写し</p> <p>2 縦覧期間 令和7年3月10日から令和7年4月8日まで</p> <p>3 縦覧場所 日南市役所農村整備課内</p> <p>4 その他 この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。</p> <p>また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。</p>
---	---